

緊急時動物救護取り組み体制のあり方

- － 中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と
行政当局・動物愛護関係団体との連携のあり方など －

平成 25 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

< 第1 はじめに(検討の背景等) >	1
Ⅰ 緊急災害時動物救護活動地域マニュアル策定のガイドライン等	1
1 緊急災害時動物救護活動地域マニュアル策定ガイドラインについて	1
2 地方獣医師会における地域活動マニュアル策定等の状況について	1
Ⅱ 東日本大震災での動物救護・獣医療活動等	2
1 東日本大震災の発災等について	2
2 東日本大震災での動物救護・獣医療活動従事者からのヒアリング等 について	2
Ⅲ 今期委員会の検討事項等	7
1 今期委員会の検討事項について	7
2 課題等に関する検討方針等について	7
3 課題検討に際しての留意点等について	8
< 第2 災害に備えた獣医師会の役割等の点検・課題の整理等 >	8
Ⅰ 東日本大震災を踏まえた課題等	8
1 地方獣医師会等への被災地情報の提供体制の課題等について	8
2 緊急時(災害時)における救護対象動物の課題等について	9
Ⅱ 災害に備えた獣医師会の役割に関する課題等	10
1 災害に備えた動物の飼い主等への教育・普及の強化策について	10
2 緊急時(災害時)動物救護・獣医療体制等の整備等について	10
3 災害等に備えた地域行政等との連携確保の推進について	11
Ⅲ 緊急時(災害時)における獣医師会の組織的支援の必要性	11
1 災害(被災)規模に応じた「近隣地方獣医師会」間の支援体制の 必要性について	11
2 災害規模に応じた「全国的」支援体制の必要性について	12

＜ 第3 緊急時(災害時)動物救護取組体制のあり方の検討結果等 ＞	12
I 救護対象動物	12
1 救護対象動物の課題等について	12
2 対象動物の考え方等に関する意見等について	12
3 検討結果等について	13
II 緊急時(災害時)に備えた獣医師会の役割等	16
1 情報の収集・発信体制について	16
2 家庭動物の飼い主等に対する教育・普及について	17
3 都道府県・市(行政機関)との「動物救護協定」締結促進について	19
4 地域活動マニュアル等の策定・改定について	23
III 緊急事態発生時における獣医師会の役割等	25
1 日本獣医師会の役割・活動等について	25
2 地方獣医師会の役割・活動等について	29
3 災害時に地区獣医師会連合会等に期待される役割・活動	33
＜ 第4 おわりに(日本獣医師会への要望等) ＞	37
I 緊急災害時動物救護地域活動マニュアル策定のガイドライン等 について	37
1 日本獣医師会「マニュアル策定ガイドライン」の定期的見直し等	37
2 地方獣医師会の地域活動マニュアルの整備促進	38
3 地方獣医師会の「動物救護協定」締結の促進	38
II 緊急時(災害時)動物救護体制について	38

緊急時動物救護取り組み体制のあり方

一 中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と 行政当局・動物愛護関係団体との連携のあり方など 一

< 第1 はじめに(検討の背景等) >

I 緊急災害時動物救護活動地域マニュアル策定のガイドライン等

1 緊急災害時動物救護活動地域マニュアル策定ガイドラインについて

緊急災害時における動物救護活動については、地方獣医師会等の関係者から、その活動に関するマニュアル策定の要望が本会になされてきたことから、平成19年、当時の本会の動物愛護福祉委員会に、本件に関する小委員会を設置して検討を行い、本会としての「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン(以下「マニュアル策定ガイドライン」という。)」を策定した。

このマニュアル策定ガイドラインは、緊急時(災害時)における被災動物の救護活動を円滑に行う備えとして、地域の実情にあった緊急災害時動物救護活動地域マニュアル(以下「地域活動マニュアル」という。)の策定、更には、その内容を反映させた机上訓練、実地演習の実施等が重要であるとして、地方獣医師会をはじめ環境省、全国の動物愛護管理行政等に配布し、併せて、地方獣医師会と当該都道府県との「災害時動物救護等に関する協定(以下「動物救護協定」という。)」等の締結を促すものであった。

2 地方獣医師会における地域活動マニュアル策定等の状況について

平成18年時点で「地域活動マニュアル」等策定地方獣医師会は、6地方獣医師会程度であったが、その後、「地域活動マニュアル」等の策定が進み、平成23年2月時点では計13地方獣医師会が策定を完了し、更に、平成24年1月時点で合計14地方獣医師会が策定を完了するとともに、16地方獣医師会が当該マニュアル策定を計画中若しくは検討中となっていた。

一方、地方獣医師会と当該都道府県等との「動物救護協定」は、平成24年1月時点で約二分の一弱の地方獣医師会(25/55地方獣医師会)が締結済で、未締結30地方獣医師会の二分の一(15/55地方獣医師会)が締結を計画若し

くは検討中であった。その結果、55 地方獣医師会の約四分の三弱の地方獣医師会(55 地方獣医師会中の 40/55 地方獣医師会)が動物救護協定の締結若しくは締結を検討しているところであったが、この傾向は、東日本大震災を契機としてなお一層進むものと思われる。

Ⅱ 東日本大震災での動物救護・獣医療活動等

1 東日本大震災の発災等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源域の東北 3 県・市(岩手県、宮城県、福島県、仙台市)は言うに及ばず、東関東の太平洋沿岸の各都県・市を中心に地震・津波・液状化等による未曾有の被害が発生し、多くの人命・財産とともに多数の動物の命も失われたところである。

この未曾有の地震・津波等の災害に加え、福島県下においては、津波被害により東京電力福島第一原子力発電所の放射線漏れ事故(以下「東電福島原発事故」という。)発生に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域設定とともに、当該区域への立ち入り禁止及び当該区域内住民への退去命令(指示)が発せられ(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項に基づく「指示」(平成 23 年 4 月 21 日 11 時 00 分):原子力災害対策本部長 内閣総理大臣)、多くの犬・猫等家庭動物(以下「家庭動物」という。)、牛・豚等の産業動物(以下「産業動物」という。)は、その飼い主・所有者(以下「飼い主等」という。)が、やむを得ず置去りにせざるを得ない事態となり、その後の東日本大震災に係る動物救護活動等に多大な混乱をきたしたと考えられるものであった。

2 東日本大震災での動物救護・獣医療活動従事者からのヒアリング等について

今期委員会では、東日本大震災の被災地、特に福島県内における被災動物等の救護・獣医療活動の状況を踏まえて、検討課題である「緊急時動物救護取り組み体制のあり方」を中心に検討することとなり、実際に現地での動物救護・獣医療活動に従事した関係者(獣医師)からのヒアリング等も行った。

(1) 福島県獣医師会の動物救護・獣医療活動に関するヒアリング等

(ヒアリング対象者:福島県獣医師会所属 河又 淳 獣医師)

ヒアリングの概要 (平成 24 年 6 月 15 日(金)時点)

状況説明等の概要

- ◎ 甚大すぎた震災と人災であり初動が遅れた。
- ◎ 国の確固たる動物誘導の体制が不備であった。
- ◎ 福島県は動物管理センターがなかった。
- ◎ 福島県と福島県獣医師会との協定が必要（発災時協定未締結）
- ◎ 緊急災害時動物救援本部の義援金の申請・交付システムの見直しの必要性
- ◎ 近隣獣医師会との事前の協力体制の構築の必要性
- ◎ 県や獣医師会による震災時の飼い主教育の必要性
- ◎ 動物救護等に関するプロフェッショナルがいなかった。
- ◎ お祭り気分で出入りする人が多かった。
- ◎ 義援金とボランティアの不足
- ◎ 保護動物の譲渡が進まない。

質疑等の概要

- **福島県動物救護本部事務局が途中で県から獣医師会に移ったのはなぜか？**
 - 移管を申し入れ話し合いを続けてきた結果、県の人事異動の時期に移管してもらった。
- **県によるシェルター運営の見通しは？**
 - 20名の人件費と施設の家賃は、今年度に限り県予算がついている。県獣医師会としては、早くシェルターを閉鎖するようにしたいが、環境省計画の20キロ圏内動物収容とそれに伴う新設シェルターに関する今後の動向に影響される。
- **福島県動物救護本部組織体制は？**
 - 県獣医師会事務局長が統括し、両シェルターは会員獣医師を長としている。また、本部委員会により被災者を雇用している。
- **原発事故がなかったらスムーズな救護体制がとれていたと思われるか？**
 - 現状の組織間の関係から考えるとスムーズに実施できたとは言えないかも知れない。県獣医師会、福島県、国との連携がうまく取れていたかどうかはわからない。
- **20キロ圏内の猫についてはどう対応していくのか？**
 - 災害時の動物救護シェルターは、被災動物を一時的に保護する施設であるとする。よって、世代を重ね野生化して増えた猫をシェルターで

管理し、それを県獣医師会が運営しなければならないのかという疑問がある。猫たちの安楽死をしないとすれば、行政の管理センターとしての施設が別に必要ではないか。

○ **環境省の第3シェルターはどのような目的で建てられるのか？**

- 原則として今後警戒区域から連れてくる動物を収容する施設である。所有者の有無、犬猫の別を問わず収容すると聞いている。予算要求の時点では、第1・2シェルターが飽和状態だったので、更に施設が必要だとされていた。

○ **第3シェルターは来年度にはどうなるのか？**

- まだ結論は出ていない。

○ **猫は仕掛ければ仕掛けるだけ捕獲できてしまう。捕獲後、収容せず、不妊去勢して戻すことは考えられないか？**

- 今のところ検討されていない。

○ **県獣医師会としてこれらの猫をどう扱うのか？**

- 飼い主が特定できず、許可が得られない状態で、勝手にマイクロチップを装着したり、不妊去勢を行ったりすることを、県が良しとしていない。

○ **何故、譲渡が進まないのか？**

- 個体識別もされておらず、風評被害もあり、もらい手がない。譲渡を手伝ってくれるようなボランティアとの連携もほとんどない。

○ **この状況を打開するためにはどうしたらよいか？**

- 環境省が20キロ圏内で捕獲した猫については、収容せずに不妊・去勢してまた戻すような事業に修正できないか、日本獣医師会から環境省動物愛護管理室に申し入れをすることも一考である。

(2)動物救護・獣医療活動に従事した本委員会関係者からの報告等

ヒアリング対象者

山口千津子 委員：(公社)日本動物福祉協会獣医師調査員
細井戸大成 委員：日本獣医師会理事・(公社)大阪市獣医師会副会長

山口委員からの報告の概要

○ **個体識別の重要性**

- 個体識別措置がなされていないために飼い主のもとに戻れない動物が多い。
- 仙台市では、一覧表に照らし合わせを行っていた。

- 愛護団体が連絡先を知らせずに保護・移送し、その後の所在が不明のケースがあった。(避難所で飼育している動物を、愛護団体が無理に連れだそうとするなどの問題もあった。)
- 愛護団体と飼い主をつなぐペットリサーチを立ち上げ、冊子を作った例もある。

○ 物資の確保

- ガソリンが無い、道路が寸断、通行証が無い等の状況下で物資が集まっても送る方法がなかった。
- 一か所に集積しても、必要とされている現場まで物資を運ぶ余力がない。(物資は、歩いて受取りに行ける位の距離に分散配置することが重要)

○ 同行避難及び避難先での問題

- 動物への救護・支援では、先ずは人への配慮が重要となる。
- 県と獣医師会とで動物救護協定を結んでいても、動物同行可能避難所設置は市町村が行うこととなる。
- 避難先(避難所)での一時動物保管施設設置・確保は、避難所管理者の市町村の理解がないと困難
- 津波など緊急避難が必要な場合は、動物同行避難によって飼い主に危険が伴う場合もあった。
- 動物同行避難時に携行する水、餌は3日分では不足であった。療法食(餌)の支援が不足していた。
- 継続治療が必要な動物への治療が途切れてしまったケースがある。

○ 獣医師会への期待

- 平常時の適正飼育や災害時準備の飼い主啓発(避難袋の用意、ワクチン接種、マイクロチップによる所有明示措置等)は獣医師会が行ってほしいとの要望があった。
- 獣医師会の災害時飼育者支援は、行政との協働だけでなく、他の愛護団体・関係団体とも協働してほしい。

細井戸委員からの報告の概要

○ 支援の迅速性

- 東日本大震災では、発災後一週間程度までは物資の搬入が出来なかった。
- 個々の人が独自に活動した故に、組織としての迅速な支援が滞った。

○ 岩手県(県獣医師会等)での動物救護活動

- 盛岡市(県獣医師会事務局所在地)、遠野市(県獣医師会会長在住地)は、被害が少なく、その結果速やかに救護本部を立ち上げることができた。
- 県内の4ブロックの中心に位置する盛岡市内に、動物救護本部設置が可能であった。
- 被害が大きかった沿岸地域に近い動物病院などを動物救護拠点とし、後方支援ができた。
- 県内、岩手大学の動物救護車両(動物救護カー)による救護支援があった。
- 遠野市内に第二物資置場を設置することができ、沿岸部へのスムーズな物資搬送ができた。
- 獣医師会、行政、ボランティア団体が緊急時の動物救護協定締結だけでなく、平常時からの交流があった。

○ 宮城県(県獣医師会等)での動物救護活動

- 石巻地区では、発災後速やかにシェルターが立ち上がり、その後、場所を移動して半年間運営された。
- 宮城県動物救護本部が稼働するまでの間は、先ずは動ける人が先に動いた例となった。

○ 福島県(県獣医師会等)での動物救護活動

- 行政に専門の動物愛護担当部署等が無く、動物愛護センターもなかった。
- 他県等の都市部に比べると、動物飼育等に関する意識がそれほど高くはない模様である。
- 原子力発電所事故が伴ったことから、動物救護活動への動きがとりにくかった。
- 動物販売企業による動物救護施設設置が行われた。
- 県と県獣医師会との間の意思疎通が円滑でなかったと思われた。

◎ 平常時からの動物福祉・愛護活動の重要性

- 平常時の動物関係機関・団体の活動が活発であると、緊急時(災害時)の協働活動に生かされる。

◎ 地方獣医師会同士の協力

- 東日本大震災に係る被災動物を、群馬・新潟・栃木の各県獣医師会会員が一時預り等を行った。

- 地区獣医師会連合会内 及び 全国の地区獣医師会連合会間での連携強化等による地方獣医師会同士の組織的協力体制の必要性を感じた。

Ⅲ 今期委員会の検討事項等

1 今期委員会の検討事項について

この度の、東日本大震災における獣医師会の被災動物救護・獣医療活動を踏まえ、①『日本獣医師会と地方獣医師会の緊急時等における動物救護・獣医療活動取組体制』、②『地方獣医師会と当該地方行政当局並びに当該地方動物愛護団体との連携』に関し「緊急時動物救護体制のあり方」として、今期委員会(日本獣医師会動物福祉・愛護部会の常設委員会：動物福祉・適正管理対策委員会)で速やかに検討し、その結果をもって今後の災害等に備えることとした。

【 今期委員会の検討課題等 】

＜ 緊急時動物救護取組体制のあり方 ＞

- ・ 中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と地方行政当局・動物愛護団体との連携のあり方など

緊急時(災害時)の動物救護・獣医療活動に関する日本獣医師会の基本的在り方の確認・検討及びそのための体制整備

2 課題等に関する検討方針等について

今期委員会での『日本獣医師会長の下命事項』の検討に際し、以下を主な課題等とした。

- (1) 緊急時(災害時)動物救護・獣医療活動の基本的在り方を検討し問題等の提起を行うこと。
- (2) 地方獣医師会の「地域活動マニュアル」策定・点検・整備等をより促すこと。

- (3) 地方獣医師会での当該都道府県・政令指定都市との「動物救護協定」等の締結をより促すこと。
- (4) 当該地方獣医師会の行う動物救護・獣医療活動に対する組織的支援体制を検討し新たな体制等構築(創設)の提起を行うこと。

3 課題検討に際しての留意点等について

- (1) 日本獣医師会としての緊急時(災害時)の実効ある動物救護体制・ネットワーク作り等を検討していくこと。
- (2) 獣医師会(獣医師)にしかできない被災動物への動物診療等に係る支援の方法等を検討していくこと。
- (3) 東日本大震災を契機とし、獣医師会の行う動物救護活動・支援活動をより実効性のあるシステムとして検討していくこと。
- (4) 東日本大震災を踏まえ、組織的な動物救護・獣医療活動が末端組織まで届く体制を検討していくこと。
- (5) 緊急時(災害時)における家庭動物以外の動物の救護等も検討していくこと。

< 第2 災害に備えた獣医師会の役割等の点検・課題の整理等 >

I 東日本大震災を踏まえた課題等

この度の、東日本大震災での被災地地方獣医師会、現地動物救護本部等における被災動物等の救護・獣医療活動に従事した獣医師からヒアリングを行うとともに、地方獣医師会関係者から本会に寄せられた意見等を踏まえ、次の点が主な点検・改定課題等として上げられた。

1 地方獣医師会等への被災地情報の提供体制の課題等について

地震、津波などによる激甚な被害が東日本全域にわたった「東日本大震災」では、被災地を活動の範囲とする地方獣医師会・会員獣医師もまた重大な被

害を被っていたため、組織的な現地情報の入手に混乱をきたし、被災地の状況把握と全国の地方獣医師会等への的確な被災地情報等の発信に課題を残した。

そこで、この経験を踏まえた緊急時(災害時)における的確な緊急情報連絡を可能とする体制(手段)を再検討することが必要と考えた。

2 緊急時(災害時)における救護対象動物の課題等について

(1) これまでの災害時等で救護対象としてきた動物

これまでの災害時では、「日本獣医師会、地方獣医師会」及び「緊急災害時動物救援本部」、さらには多くの「動物愛護団体等」が救護対象としていた動物は、家庭動物が主体であったが、この度の東日本大震災、とりわけ福島県下での東電福島原発事故では、警戒区域からの退去命令(指示)に従って飼い主等がやむを得ず現地に置き去りにせざるを得なかった家庭動物、産業動物の現状が、「動物福祉・愛護」の観点から大きな社会問題となり、諸外国からもその動向が注視されることとなった。

(2) 東日本大震災での課題

ア 警戒区域内に置き去りにされた産業動物の取扱い等

その後、警戒区域内住民の一時帰宅事業等に併せて、環境省、福島県による置き去り家庭動物の保護等が行われたが、安楽致死処分が前提とされていた警戒区域内の産業動物は、生き残って放浪等しているものが少なくなく、この産業動物に関して一定の条件下での飼い主等による給餌・給水等の飼養管理の実施が国により認められることとなった。

イ 産業動物(飼い主)に対する日本獣医師会の支援活動

一定条件下での飼養管理が認められることとなった産業動物(飼い主等)に対して、組織的・積極的に支援する団体が殆ど見当たらなかったことから、関係する獣医師、産業動物の飼い主等から、動物に最も関係の深い団体として、日本獣医師会に対し緊急の支援要請があった。この要請を受けた日本獣医師会では、産業動物としての牛等ではなく、動物一頭としての動物福祉・愛護の観点、さらには獣医学術の面から、当該牛等を飼養管理しながら東電福島原発事故による放射線等の影響・除染等に関する学術的調査等を行う団体に対しての支援を行った。

ウ 緊急時(災害時)救護対象動物の検討の必要性

日本獣医師会、地方獣医師会は、これまでの災害時等では家庭動物を主な対象として、「マニュアル策定ガイドライン」、「地域活動マニュアル」を検討・策定してきたが、東日本大震災に係る産業動物の救護、更には、野生動物の救護等のあり方についての検討が必要と考えた。

Ⅱ 災害に備えた獣医師会の役割に関する課題等

1 災害に備えた動物の飼い主等への教育・普及の強化策について

災害時等での飼い主と家庭動物との同行避難を念頭に置いた対処が必要となった現在、災害時における家庭動物救護・獣医療活動を迅速・円滑に行うには、日頃から家庭動物の飼い主としての「緊急時(災害時)に備えた意識・準備」に関する教育・普及等を行うことが重要となる。

そこで、日本獣医師会、地方獣医師会は、不測の事態に対処する家庭動物飼い主の責務・役割等に関して、行政や他の動物愛護団体等と協働し『東日本大震災の教訓等』を活かした教育・普及を図る必要があると考えられた。特に、地方獣医師会においては、その活動地域の特性等を踏まえた独自の内容を取り入れるなどに配慮した教育・普及内容とすることが必要と考えた。

2 緊急時(災害時)動物救護・獣医療体制等の整備等について

日本獣医師会は、地方獣医師会の「地域活動マニュアル」策定・改定等の促進の指針等として平成 19 年に「マニュアル策定ガイドライン」を策定したところである。しかし、その後の東日本大震災時での例でも明らかなように、国民が獣医師会・獣医師に寄せる緊急時(災害時)動物救護・獣医療活動への期待は益々高まっており、期待の内容等も地域特性や時代背景等を踏まえ複雑・多岐にわたるものとなっている。

このような背景を踏まえ、緊急時(災害時)の迅速で円滑な被災動物等の救護・獣医療活動をさらに充実させ、動物福祉・愛護の観点及び国民の期待等に応えるために、日本獣医師会においては「マニュアル策定ガイドライン」の定期的な見直しを、地方獣医師会においては「地域活動マニュアル」の策定・見直しと、その結果(内容等)をすべての獣医師に周知・徹底することが重要であると考えられた。

3 災害等に備えた地域行政等との連携確保の推進について

東日本大震災での家庭動物救護・獣医療活動が、迅速で円滑に展開できた地域(都県・市)は、あらかじめ災害等に備えて地方獣医師会と当該都道府県・市(以下「当該行政機関」という。)との間で、「動物救護協定」を締結していたことが高く評価された。特に、これらの地域では「動物救護協定」締結に際して、単に地方獣医師会と当該行政機関との間の協定に留まらず、地域内の動物愛護団体も参加した動物救護協定を締結していたことが、発災時の円滑な役割分担等を可能にしたと考えられた。災害時に備えた、動物救護・獣医療の迅速・円滑な活動を確保するには、関係者間での事前の「動物救護協定」締結が極めて重要なものであることが、改めて証明された結果といえる。

Ⅲ 緊急時(災害時)における獣医師会の組織的支援の必要性

この度の東日本大震災でも、被災地における迅速な動物救護・獣医療活動を開始するため、個々の獣医師又は個別の団体等がそれぞれの活動理念・基準・判断に基づき、いち早く現地に赴いて動物救護・獣医療活動が開始されたことは大いに評価されることであった。

しかし、地方獣医師会や現地動物救護本部等現地の実情を日頃から承知している機関・団体と、適切に連携した動物救護・獣医療活動とは言い難い事象も生じた。

これらを踏まえ、被災地地方獣医師会又は現地動物救護本部を中心とした組織的な動物救護・獣医療活動を適切に実施・展開する体制を確保し、迅速・円滑な災害時活動に当たるため、獣医師会として災害の規模に応じた組織的支援体制を検討することとした。

1 災害(被災)規模に応じた「近隣地方獣医師会」間の支援体制の必要性について

被災した地域の地方獣医師会が構成団体となる「地区獣医師会連合会」等を中心(派遣元)とした、地区獣医師会連合会構成地方獣医師会(会員獣医師)からなる「地区動物救護・獣医療支援体制(地区即応支援班等)」を予め組織化し、災害発生時の地区即応支援班等は、派遣先地方獣医師会長又は派遣先現地動物救護本部長等の指揮下で活動を実施することが必要であると考えた。

2 災害規模に応じた「全国的」支援体制の必要性について

全国の地方獣医師会及び地区獣医師会連合会等からなる「全国獣医師会動物救護・獣医療派遣支援体制(全国支援班等)を予め組織化し、災害発生時には派遣先地方獣医師会長又は派遣先現地動物救護本部長等の指揮下で支援活動を実施することが必要であると考えた。

< 第3 緊急時(災害時)動物救護取組体制のあり方の検討結果等 >

I 救護対象動物

1 救護対象動物の課題等について

日本獣医師会及び地方獣医師会の多くは、救護対象動物としてこれまで家庭動物を主体として「マニュアル策定ガイドライン」、「地域活動マニュアル」等を検討・策定してきた。しかし、東日本大震災では津波被害に伴い発生した「東電福島原発事故」による警戒区域設定、当該区域住民への避難指示により、「牛・豚」等産業動物が当該区域内の飼育・飼養場所に取り残され極めて悲惨な状況が生じた。そこで、この教訓を踏まえて、今後起こり得る災害等を想定し、家庭動物への救護・獣医療活動の他に『産業動物』等への救護・支援活動等のあり方の検討を行った。

2 対象動物の考え方等に関する意見等について

一 対象動物に関する主な意見等
・ 「動物愛護管理法」第44条第3項で規定する『愛護動物』とする考え方もあるが、それだけを根拠にしてしまうと現状になじまない部分もあることから、慎重に検討する必要がある。
・ 緊急時(災害時)の動物救護活動は、獣医師専門集団の獣医師会が多くを担ってきた。しかし、近年における緊急時(災害時)では、獣医師・獣医師会・行政・動物愛護団体等による協働した活動が行われるようになってきた。そこで、獣医師・獣医師会でなければ救護等ができない理由・必然性等を考慮した適切な役割分担のもと、迅速・円滑な被災動物救護活動を検討する必要もある。
・ 「家庭動物」、「その他の動物(『産業動物』、『野生動物』)等に分け、優先順位を用いる検討も必要

- ・ 民間が動物救護を行う際に、当該動物の「所有権」と「救護後の管理」、さらに救護・飼養管理活動が長期に及ぶ場合の「経費等」に問題が生じる場合がある。そこで、緊急時(災害時)の動物救護では「行政の担当部署」との連携が不可欠となる。
- ・ 「家庭動物」、「産業動物」、「野生動物」の行政担当部署、それぞれの動物取扱いに関する考え方が異なる。そのため、救護活動を行う場合に各担当行政機関の統一された連携確保は非常に難しい。

3 検討結果等について

(1) 家庭動物に関して

ア 主な意見等

— 家庭動物に関する主な意見等 —
・ まずは「家庭動物」を優先的救護対象動物とすべき。
・ 家庭動物(犬・猫等)の所有権を明示させるために、マイクロチップによる個体識別・所有明示措置を徹底させる。
・ 災害時には、同行避難が前提となる場合が多い。一時避難所等での家庭動物保護管理体制も検討すべき。
・ 「特定動物等」危険動物は、特殊な管理等が必要、避難所等での危害防止等の観点から、原則飼い主の責任で管理等を行うべき。
・ 所有者不明だからといって、救護せず放置はできない。 等

イ 救護対象動物としての家庭動物に関する提言等

(優先的な救護対象動物)

これまでの活動経過及び国民等から寄せられる期待等を踏まえ、引き続き優先的な救護対象動物として位置付けていくこと。

(2) 産業動物に関して

ア 主な意見等

— 産業動物に関する主な意見等 —
・ 経済的被害拡大防止等の観点から救護の難しさがある。事態によっては「移動禁止」、「殺処分」等の措置が行政権限として明確化されていることを念頭におくべき。

- ・ 過去の震災においては、集荷業者が個々の農家の所有物である牛を農家の同意を得て取りまとめ、と畜場に搬入した例がある。所有者の意思、責任体制・区分が明確であれば救護も容易な場合がある。
- ・ 家庭動物以外の動物の救護活動は獣医師会に期待されている。
- ・ 福島県内警戒区域で犬・猫を捕獲・保護した際に「山羊」を発見したが、その対応は農林水産省の指示を仰ぐこととなった。産業動物に対する国の方針、対応する機関・団体がその救護(捕獲等)のあり方を検討した上で、獣医師会の役割を検討すべき。
- ・ この度の「東電福島原発事故」で取り残された産業動物に関する救護は、特別の事例として捉えるべき。一般的な救護対象動物には当てはめることは難しい等

イ 救護対象動物としての産業動物に関する提言等

(関係機関等との的確な役割分担による救護活動等)

産業動物に関する取扱いは、家畜伝染病予防法等の規定に左右される場合があるが、国や関係行政機関及び産業動物関係団体等における緊急時等の救護のあり方を踏まえ、獣医師会として協働できる役割等を引き続き検討していくこと。

(3) 野生動物に関して

ア 主な意見等

－ 野生動物に関する主な意見等 －
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当組織として、地域の「野生動物救護センター」や全国組織である「野生動物救護獣医師協会(WRV)」が主体となることなどを、予め周知しておく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ WRVは会員不在の県もあるが、中央組織として全国に指導できる体制を整えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省水鳥救護センターでは、油汚染事故水鳥救護システムを立ち上げ、東京都日野市内に設置してある施設で、職員・機材等を配置し全国規模の研修を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物は、野生復帰が見込まれない場合の安楽致死措置はやむを得ないとするのが一般通念である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物は、希少種、有害鳥獣では扱いが異なる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体によっては自然保護担当部署との連携が必要

- ・ 平常時と同様に、災害時においても保護した者が最寄りの動物病院等診療施設に連れてくるのが想定されるなど、家庭動物以外の動物の救護活動は獣医師会・獣医師に期待されている等

イ 救護対象動物としての野生動物に関する提言等

(野生動物救護組織への支援等)

地域の野生動物救護センター又は(NPO)野生動物救護獣医師協会での災害時等の救護活動の国民等への周知に協力するとともに、状況に応じこれらの団体等の救護活動を支援していくべきであること。

(4) その他の動物に関して

ア 展示動物の救護の状況等

(ア) 主な意見等の概要

展示動物の取扱いは、極めて特殊で専門性が高いものが多いことから災害時の展示動物救護活動等は、先ずは、当該施設の全国団体である「(公社)日本動物園水族館協会」を中心とした加盟園館等に委ねるべきである。

東日本大震災では、当該団体を中心に加盟園・館による迅速な物資等の支援及び必要に応じた展示動物の他園・館への移送等、相互支援活動が円滑に実施された。今後想定される災害時にも同様な展示動物救護活動を展開することが期待できる。

(イ)救護対象動物としての展示動物に関する提言等

((公社)日本動物園水族館協会による展示動物救護活動への支援等)

展示動物の取扱いは、(公社)日本動物園水族館協会主導の加盟園・館による救護活動を、状況に応じ獣医師会として支援・協力すべきであること。

イ 学校飼育動物の状況等

(ア) 主な意見等

児童教育の一環として飼育管理している学校飼育動物の緊急時(災害時)対策は、平常時における不適切な多頭飼育防止等の指導・助言を通じ、さらには、飼育環境等の実情を勘案した個々の学校による主体的な「緊急時(災害時)対策」が講じられるよう獣医師会として支援していくことが重

要である。

一 学校飼育動物に関する主な意見等 一
・ 学校飼育動物も救護対象動物としての位置づけが必要
・ 学校飼育動物の責任の主体は、地方獣医師会が飼育支援の一環として行うのか等の整理が必要
・ 災害時等に全ての責任を学校に負わせるのは無理だと思う。
・ 多頭飼育を避けるなど、平常時から飼育環境を整えておく等

(イ)救護対象動物としての学校飼育動物に関する提言等

【 平常時における適正管理への支援等 】

飼育環境等の実情を勘案し、それぞれの学校等が主体的な救護対策が取られるよう支援・協力していくこと。

ウ その他 【 関連団体による当該動物救護活動への支援等 】

「馬」の取扱いを例にとると、避難時には他の産業動物同様に専用輸送車両及び専用の避難施設等が必要となる。東日本大震災ではJRA(特殊法人日本中央競馬会)主導による競走馬の避難・輸送等の救護活動が、また、乗馬関係では、関係する他の乗馬クラブ等による支援活動が行われた。獣医師会としては、これらの関係団体等からの支援要請等に基づき、状況に応じた救護・獣医療活動を行う必要がある。

II 緊急時(災害時)に備えた獣医師会の役割等

この度の東日本大震災を踏まえ、災害等に備えた(平常時)獣医師会の主な役割として、次の事項の検討等を行った。

1 情報の収集・発信体制について

組織的な現地情報の入手に混乱をきたし、被災地の状況把握そして全国の地方獣医師会等への的確な被災地情報等の発信等に課題を残した。

そこで、この経験を踏まえた緊急時(災害時)における的確な緊急情報連絡を可能とする体制(手段)の再検討を行った。

(1) 平常時からの情報等の共有体制の確保等

東日本大震災発災時の現地被災情報の把握、更に、当該地方獣医師会の動物救護・獣医療活動に関しての詳細情報等が、他の地方獣医師会に対し適切に発信・提供が行われたとは言い難い状況が見られた。このことから、平常時から日本獣医師会と地方獣医師会(防災担当部署等)との情報交換体制(危機管理連絡体制等)を整え、災害に備えた地方獣医師会の状況を把握するとともに、その内容等をすべての地方獣医師会と共有しておく必要がある。

一 平時からの情報収集・発信体制に関する主な意見等 一

- ・ 地方獣医師会の防災担当等との情報交換体制を整えるべき。
- ・ 日本獣医師会が情報を取りまとめ、地方獣医師会・会員に発信してほしい。
- ・ 日本獣医師会・地方獣医師会・支部へと情報が流れるようにすべき。
- ・ 平常時から地方獣医師会における危機管理・防災情報を共有しておくべき等

(2) 情報の収集・発信に関する提言等

(「獣医師会危機管理連絡体制」等の導入)

日本獣医師会を中心として、地方獣医師会 若しくは 地方獣医師会防災担当等との間における「獣医師会危機管理連絡体制」等の導入を図り、地方獣医師会の動向等の把握に努め、平常時からの獣医師会間における適切な情報の共有を行える体制の確保を検討すること。

2 家庭動物の飼い主等に対する教育・普及について

緊急時(災害時)に備え、平常時から家庭動物の飼い主に対して、「しつけ・訓練、不妊・去勢措置、感染症対策としてのワクチン接種」及び「避難時に必要な資材・物資」等を中心とした教育・啓発・普及活動を行っているが、この度の東日本大震災においては、多くの地域で飼い主と家庭動物との同行避難の例が多く見られ、今後の災害時等ではこの傾向が益々多くなるものと思われることから、同行避難に必要な飼い主教育・普及が必要となる。

(1) 緊急時(災害時)における家庭動物との同行避難について

災害の規模等に応じては、市町村が管理する避難所への避難を余儀せざるを得ない場合があり、多くの家庭動物の飼い主は家族の一員として家庭動物を同行し避難することが想定される。このため、環境省はこれまでの災害等

を踏まえ新たに作成した『ペット救護対策ガイドライン(行政用)』では、動物との同行避難を前提とする飼い主の役割等及び行政の同行避難受入れ等の考え方を示している。

しかし、この同行避難は、「自己の動物の適正管理」、「他の避難者への危害等の防止」等に関し円滑な避難所生活への影響を危惧する声もあることから、同行避難・避難所生活に必要な「飼い主の心構え」や「適切な準備」等について、飼い主の責任・義務に関する平常時からの教育が重要とし、行政機関・獣医師会等による教育・普及活動に期待を寄せている。

－ 同行避難に関する主な意見等 －
・ 同行避難を前面に打ち出すべき。避難所で迷惑とならないために日頃の健康管理が重要。
・ 災害時の避難所設置・管理は市区町村の役割、同行避難を可能にするため平常時から市区町村の理解、協力を得るため、地方獣医師会と市区町村の連携が重要。
・ 東京都では、同行避難を前提とした避難所での保護体制整備を検討している。
・ ヘビなどの管理が特殊な動物は、原則飼い主責任で管理すべき。
・ 同行避難に関しては都市部と地方では地域差がある。学校教育の場での同行避難の啓発が有効。
・ 置き去り等での後始末が予防よりも難しい。
・ 同行避難推進のための地方の実情に見合ったマニュアルを普及させるべき。しつけ教室等地道な活動をつなげる必要がある。
・ 同行避難に関して飼い主以外の人への理解・啓発が必要。
・ 不妊・去勢措置、マイクロチップ、ワクチン接種等を普及させる必要がある。
・ 避難所、仮設住宅での衛生管理も獣医師の仕事である等

(2) 家庭動物との同行避難に備えた提言等

これまでの平常時の備えに加え「犬・猫等家庭動物」と同行避難する場合に備えた「緊急時(災害時)の準備」更には、動物と同行避難先での「飼い主の責務(意識)」等に関する教育・啓発に関する検討を行った。

【 同行避難への備え等 】

- 緊急時(災害時)の家庭動物との同行避難は、先ず、飼い主の安全確保を図ることが優先であること。
- 同行避難に関する飼い主教育・啓発等には、先ず、都道府県行政機関及び避難所設置等関係市区町村との事前調整等が必須であること。
- 同行避難に際しては、他の避難者への危害防止等が前提となること。
- 同行避難に備え、飼い主の責務・役割等に関する教育・指導・啓発を図る必要があること。

他の避難者・他の同行動物との共同生活等を可能とする準備としては、不妊・去勢措置の実施、マイクロチップ個体識別措置の実施、ワクチン接種による個体の健康管理等の励行、しつけ・訓練の実施等が重要であること。

- 同行避難の際携行する餌等は、概ね1週間程度は必要であること。特に、治療等で特別な餌(処方食)等を必要とする場合は、避難所での餌等の確保が困難であった事例を念頭におくこと。
- 獣医師会としては、同行避難に伴い避難所等における同行動物の適正管理、更には、避難所における公衆衛生・環境衛生等の確保に関し、管理者等との連携活動が必要となることを念頭におくべきであること。

3 都道府県・市(行政機関)との「動物救護協定」締結促進について

獣医師会の組織的動物救護・獣医療活動が緊急時(災害時)に実効性のある活動として機能するために、平常時からの備えとして、すべての地方獣医師会が当該都道府県等と「動物救護協定」を締結し、不測の事態に備えておくことが極めて重要と考え、この「動物救護協定」に関し、協定を締結する団体の範囲等に関しても考慮した検討を行った。

(1) 都道府県・市(行政機関)との連携確保

ア 動物救護協定の締結

この度の東日本大震災での迅速な動物救護・獣医療活動は、平常時に当該県等と「動物救護協定」を締結し、定期的な会議、訓練等を積み重ねてきた地方獣医師会(県動物救護本部)の動物救護・獣医療活動が評価されている。この行政との「動物救護協定」締結に際しては、地域の動物愛護推進員や動物愛護団体を含めた「動物救護協定」とすることが、緊急時(災害時)における速やかな地域(県)動物救護本部等の立ち上げと、迅速な動

物救護・獣医療活動の組織的展開に必要な不可欠なものであったと考えられた。

— 行政機関との「動物救護協定」締結に関する主な意見等 —
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物救護は「官、民」どちらが主導で行われるべきかとの命題がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任の所在を明確にすべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今震災時には地方行政・地方獣医師会、更には、地域動物愛護団体のスムーズな連携が可能であった地域は、速やかな動物救護活動が開始された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省で動物救護協定に関するガイドラインを行政側に示してもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携活動を整えておくには、協定等の締結が重要である。協定締結・動物救護システム構築の上で、同行避難の普及・啓発が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政・地方獣医師会が協働し、動物救護活動に関し動物愛護団体等をコントロールすることが望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方獣医師会支部が市区町村と細目協定等を締結できるようにすべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方獣医師会の現状を把握し、地方行政との協定を共通化することも検討すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結後には、定期的会合、訓練(シミュレーション)などを通じたコミュニケーション確保につなげるべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物救護・獣医療活動を法的に担保するため災害対策基本法に基づく『指定地方公共機関』の指定を受けることも併せて検討すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時(災害時)の家庭動物一時保護・収容施設(場所)の確保。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政との動物救護協定は、共通化することが必要等

— 「現地動物救護本部」に関する主な意見等 —
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護本部運営機関(本部長・事務局等)は、行政若しくは地方獣医師会に設置する。そのためにも、平常時からの当該行政機関と地方獣医師会の意思疎通が重要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部機能を明確にし、その上で設置機関を議論すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政に置くよりも獣医師会に置く方が身軽に動ける。行政側では動物救護の人員体制を整えることができない場合がある(マンパワー)。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護本部として「ハード面」は行政、「ソフト面」は獣医師会が運用

することがよい。

- ・ 協定・組織図・連絡網が活動の要となる。

イ 都道府県・市との「動物救護協定」締結に関する提言等

地域における緊急時(災害時)の動物救護・獣医療活動は、当該地域を管轄する都道府県等の「地域防災計画」等に位置付けられた体制での活動とすることが必要である。

【 都道府県・市との「動物救護協定」等 】

- 日本獣医師会はすべての地方獣医師会に対し、当該地方行政機関と緊急時(災害時)に備えた「動物救護協定」の締結を促すことが急務であること。
- 「動物救護協定」は、「地域防災計画」に位置付けられたもの等とすべきであること。
- 「動物救護協定」には、救護動物の一時保護・収容施設等の確保・運営などを明示しておく必要があること。
- 動物との同行避難に関する対応を考慮しておく必要があること。
- 締結した「動物救護協定」に基づく救護・獣医療活動に関しては、できる限り定期的シミュレーション等を行い、その結果に基づき改定等を行うべきであること。

ウ 協定に基づく「現地動物救護本部」に関する提言等

【 現地動物救護本部設置等 】

- 緊急時(災害時)の動物救護活動を円滑に推進するには、動物救護協定に基づく「現地動物救護本部」等の速やかな設置が必要であること。
- 救護本部の本部長・事務局等の運営(担当)機関は、緊急時における本部機能を明確にし、さらに、マンパワー等を勘案し決めるべきであること。
- 本部活動等の円滑な運営・実施を確保する上で、組織(役割分担)、連絡体制等は常に見直し整備を図る必要があること。

(2) 地域動物愛護等関連団体との連携

地震被害、津波被害の激甚性、広域性が他に例を見なかった東日本大震災

での動物救護活動では、日頃から地域で活動する動物愛護団体及び地域の動物関係企業等によるボランティア活動が有効に機能した例が多く見られた。

緊急時(災害時)の実効性のある地域動物救護体制を整備しておくには、当該都道府県の動物愛護管理に関する協議会等の構成団体として、地域で活動している動物愛護団体・動物関係団体も含めた動物救護体制を整えておくことも必須となっていると考えられる。

ア 行政・地方獣医師会と地域動物愛護団体等との協働体制の確保

行政機関と地方獣医師会の間で締結する「動物救護協定」等に、地域で活動する動物愛護団体及び動物関係企業等の参加を求めるなど、平常時から地域の実情を把握し、緊急時(災害時)に備えた対応を想定している当該地域の関係者(団体等)が協働した速やかな動物救護活動が先ずは必要となる。

一 地域動物愛護団体等との連携に関する主な意見等 一
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今震災時には、地域の動物愛護団体とのスムーズな連携が可能であった地域は、速やかな動物救護活動が開始された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政・地方獣医師会・地域動物愛護団体が連携し、定期的会合、訓練などのシミュレーション活動を通じた役割分担などが、緊急時(災害時)には有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織活動としての役割分担等に関する指揮命令系統が重要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行避難等に関する事前の普及・啓発活動の協力が得やすくなる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的災害時では、被災地以外の地域での避難飼い主支援活動が行われるが、避難飼い主(動物)受入地域での支援活動等の協力が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県動物愛護推進員の役割である災害時の動物の避難、保護等に関する施策協力が可能となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ マンパワー等が期待できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア受入れに関しては、地域社会福祉協議会の連携・協力が必要等

イ 地域動物愛護等関連団体との連携に関する提言等

- 連携を確保し、迅速・円滑な動物救護活動を確保するため「動物救護協定」には、「行政機関」、「地方獣医師会」、「協議会を構成する地域動物愛護団体」、「動物関連企業」、さらには、地域社会福祉協議会を加えた関係者・団体等による協定締結が望ましいこと。

- 具体的な連携活動の内容には、動物愛護管理法で定める「動物愛護推進員」の役割・活動を加えること。
- 組織活動としての指揮命令系統を明確にしておく必要があること。

4 地域活動マニュアル等の策定・改定について

日本獣医師会は、地方獣医師会の「地域活動マニュアル」策定・改定等促進の指針等として平成 18 年に「マニュアル策定ガイドライン」を策定したところである。しかし、東日本大震災の例を見るように、獣医師会・獣医師への緊急時(災害時)での動物救護・獣医療活動への国民の期待はより高まっており、内容等も地域特性や時代背景等を踏まえ複雑・多岐にわたるものとなっている。

緊急時(災害時)の迅速で円滑な被災動物等の救護・獣医療活動をさらに充実させ、動物福祉・愛護の観点及び国民の期待等に応えるために、日本獣医師会での定期的な「マニュアル策定ガイドライン」の見直しや、地方獣医師会の「地域活動マニュアル」の策定・見直し、そして、その内容等をすべての獣医師に周知・徹底を図ることが重要である。

— 地域活動マニュアル策定・改定に関する主な意見等 —
・ マニュアルは、必須である。
・ マニュアル策定ガイドライン、地域活動マニュアルの定期的見直しが必要。
・ 地震・津波・火災・原発、すべてを網羅するマニュアル等の作成は困難、ある程度の絞った対応を取りまとめ、付帯的事項として添付するなどの方法が良い。
・ 広域的・長期的な対応・活動方法を追加すべき。
・ 行政、獣医師会、愛護団体による平常時における協定の締結、定期的な会合・訓練などによるコミュニケーション、発災直後の現地動物救護本部の立ち上げ方、実際の活動分担など、支援を必要とするところが動きやすいよう、より具体的なマニュアルが必要。
・ マニュアルに同行避難普及・推進を加えるべき。
・ どの地域で災害が起こるかにより、対処方法が異なる。地方獣医師会毎に現地に見合ったマニュアルが必要、また、発災時活動の責任の所在を明確にしておくことも必要。
・ 地域の動物愛護団体との連携・役割分担等を加えるなどの考慮が必要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後の獣医師会活動と、その後の現地動物救護本部活動との関係の明確化が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル内容のシミュレーション(訓練参加・研修制度を含む。)が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時、緊急時の情報連絡体制に日本獣医師会、地区獣医師会連合会を加えるべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本獣医師会・地方獣医師会の事務局が著しく機能を失った場合の想定を加えるべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物救護・獣医療活動に必要な物資等の備蓄(ランニングストック等)を検討すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本獣医師会で定期的に地方獣医師会マニュアル策定状況を調査すべき等

(1) 広域的・長期的災害等に対する備え

この度の東日本大震災で経験した広域的・長期的な災害への対応・活動方法等を取り入れた「地域活動マニュアル」は、現状では数少ないものと考えられる。そこで、広域的、長期的災害時等緊急時の活動として、地区獣医師会連合会を念頭においた地方獣医師会同士の組織的連携・協力体制等を検討し備えておくことが重要となっている。

更には、この度の「東電福島原発事故」のような地域特有の災害事例をあらかじめ想定した対策も検討しておく必要がある。

(2) 構成獣医師等への「地域活動マニュアル」の周知・徹底等

策定・改定した「地域活動マニュアル」及び獣医師個々の「災害時の役割分担」等に関して、地方獣医師会が中心となって、地域の獣医師すべてに周知するなどし、緊急時(災害時)における、速やかな組織的動物救護・獣医療活動を可能とする体制等を確保しておくことが重要である。

このためにも、多くの地方獣医師会組織としての防災担当部署等の設置による責任体制の明確化が重要である。

(3) 地域活動マニュアル等の策定・改定に関する提言等

- 地方獣医師会では、緊急時(災害時)に備えた「地域活動マニュアル」の策定及び定期的な改定等を行うことが必要であること。
- 当該都道府県等の「地域防災計画」との整合性を図ること。

- 「地域活動マニュアル」の実効性を確保するための地方獣医師会内の担当部署体制を整え、「地域活動マニュアル」を会員獣医師等に周知しておく必要があること。
- 「地域活動マニュアル」には、地域の特性を踏まえた長期的対策等が必要であること。
- 発災直後の獣医師会活動と、その後の現地動物救護本部活動への移行等を整理した内容が必要であること。
- 地域行政、地域動物愛護団体等との協働・役割分担を整理しておく必要があること。
- 災害規模に応じた「地区獣医師会連合会」等との連携確保を想定する必要があること。
- 「地域活動マニュアル」に沿った定期的シミュレーションが必要であること。

Ⅲ 緊急事態発生時における獣医師会の役割等

1 日本獣医師会の役割・活動等について

(1) 緊急時(災害時)の情報収集(把握)・発信等(危機管理システムの活用等)

緊急時等に備え、平常時から日本獣医師会・地方獣医師会間の情報等共有体制の確保を提案したが、この体制(システム)を、緊急時(災害時)にあっては被災状況、動物救護・獣医療活動を逐次発信し、すべての地方獣医師会と共有する「全国規模の危機管理緊急情報収集・発信体制」とすることが必要である。

— 災害発生時の情報収集(把握)・発信等に関する主な意見等 —

- ・ 情報の取りまとめは、全国組織である日本獣医師会が主体的に行うべき。
- ・ 平常時から地方獣医師会における危機管理・防災情報を共有しておくべき。
実効性のある共有の方法として、電子メール配信『メーリングシステム(メーリングリスト)』等の取り入れを検討すべき。
- ・ 緊急時(災害時)には、日本獣医師会が被災地等の情報を取りまとめ、速やかに地方獣医師会・会員に発信すべき。(日本獣医師会→地方獣医師会→支部→獣医師へ)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国支援等を念頭に、各地区獣医師会連合会への被災情報等の発信等をすべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時の動物関係団体・畜産団体等の対応情報収集と地方獣医師会への発信が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に対して、獣医師会・地方獣医師会等の動物救護・獣医療活動状況を発信すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁との更なる情報共有を図るべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急災害時動物救援本部との情報交換・連携体制をより緊密にすべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時(災害時)に日本獣医師会事務局(東京)の機能喪失時対応を早急に検討すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時(災害時)の日本獣医師会現地連絡部署等の設置を検討すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・発信体制に基づく定期的なシミュレーションが必要

ア 地方獣医師会との情報の共有等(実効性のある情報共有体制)

平常時からの危機管理・防災情報共有のためのシステム(電子メールによる収集・発信等)を、緊急時(災害時)に活用した速やかな被災現地情報等の共有システムとすることが必要である。

イ 家庭動物以外の動物救護・獣医療活動に関する情報の発信

動物関連団体・畜産団体における緊急時(災害時)の各対象動物救護体制等の事前把握に努め、発災時には地方獣医師会に対し当該団体等の救護対処状況及び日本獣医師会の協力(協働)方針等の情報を発信していく。

ウ 国民等への情報の発信

日本獣医師会・地方獣医師会の活動状況等を日本獣医師会ホームページ等により発信し、被災動物救護・獣医療活動についての国民等の理解・支援等を求めていく。

エ 日本獣医師会の緊急時(災害時)情報収集(把握)・発信等に関する提言等

- 地方獣医師会等との情報収集・共有手段として、電子メールによる方法の検討が必要であること。
- 家庭動物以外の動物(産業動物等)に関する関係団体による救護方針等の情報把握に努める必要があること。

- 緊急時(災害時)における動物救護・獣医療活動に関し、広く国民等への理解と協力を得ることが必須と考えることから適切な情報発信の方法等を検討する必要があること。

(2) 被災地動物救護・獣医療活動の支援等

日本獣医師会では、従来から緊急時(災害時)の速やかな動物救護・獣医療活動を確保するため、(一社)ペットフード協会、(公社)日本動物用医薬品協会等を中心とした緊急支援要請等の調整を担っているところである。今後もこの緊急支援要請体制を確保・継続し、緊急時(災害時)における被災地等での緊急必要物資の支援受入調整・配分を行う等、地方獣医師会・地区獣医師会連合会による迅速な獣医療活動の確保に関する支援・調整等に関する後方支援業務等を担い、より迅速な動物救護・獣医療活動の実施に努めること。

ア 関係機関・団体等に対する支援の要請

(ア) 動物用医薬品等の緊急調達・配分等

発災時の動物救護・獣医療活動で不足する物資(動物用医薬品・機材等)に関し、関係団体等に支援要請を行い、必要とする地域への配分等を通じ速やかな救護活動の推進に資することとする。なお、獣医療行為以外の物資支援等に関しては、緊急災害時動物救援本部との役割分担による支援活動等を行っていくこと。

(イ) 全国的動物救護・獣医療支援活動のコーディネート等

広域的で激甚な緊急時(災害時)に、被災地地方獣医師会が実施する動物救護・獣医療活動を、全国の地方獣医師会が一丸となった組織的支援を要する場合が想定される。日本獣医師会はその際のコーディネーターとしての役割を担い、迅速な被災地動物救護・獣医療活動の確保に努めるための事務局体制等を検討しておく必要がある。

(ウ) 緊急時(災害時)の動物救護・獣医療活動資金の確保等

国民等への動物救護・獣医療活動等の情報の発信に併せ、獣医療活動に関する義援金募集等を行い、寄せられる義援金等の適切な被災地獣医師会へ配分等の役割を担う。また、公益社団法人として、義援金賛同者等に対する税法上の優遇措置に関する義援金等募集团体としての手続き等を検討する。

イ 日本獣医師会での被災地動物救護・獣医療活動に関する提言等

- 緊急時(災害時)における地方獣医師会の動物救護・獣医療活動を、速やかにコーディネートする役割が日本獣医師会の責務であること。
- 被災地等の地方獣医師会の獣医療活動に必要な物資・機材等を、緊急に確保し、速やかに被災現地へ供給可能な体制を整えておくこと。
- 動物福祉・愛護に関する動物用緊急物資等の確保に関しては、従来どおり、緊急災害時動物救援本部との協働による活動として位置付けること。
- 緊急時(災害時)における地方獣医師会動物救護・獣医療活動資金調達等の迅速な後方支援活動の開始に努めること。
 - ・ 緊急時(災害時)の地方獣医師会獣医療活動に係る緊急災害時動物救援本部義援金配分
 - ・ 獣医師会独自の獣医療活動義援金募集・配分

(3) 緊急時(災害時)の産業動物等の救護・獣医療活動への連携等

ア 連携等の概要等

日本獣医師会としては、産業動物等関係団体の緊急時(災害時)における当該動物救護方針等の把握に努め、発災時の当該団体が実施する動物救護活動の状況に応じた支援活動を、地方獣医師会及び現地動物救護本部と連携を密にしながら実施していくことが重要である。

イ 産業動物等の救護・獣医療活動に関する提言等

- 緊急時(災害時)における産業動物等関係団体の当該動物救護等の活動内容・動向の迅速な把握 及び 当該団体の活動に対する獣医療等支援方針(方向)等の検討 並びに 地方獣医師会等と協働した支援活動を可能とする体制の確保をすることが必要であること。
- 緊急時(災害時)の獣医師会支援活動等に備え、産業動物等の関係団体とのコミュニケーション確保が必要であること。

(4) 緊急災害時動物救援本部との連携

他の構成団体と協働し、動物福祉・愛護の観点からの動物救護活動、現地動物救護本部活動の支援を実施していく。(構成団体の新たな役割分担等の検討)

2 地方獣医師会の役割・活動等について

発災時における当面の獣医師会活動は、現地における速やかな動物救護・獣医療活動を地方獣医師会・支部・会員獣医師が中心となり担い、地区獣医師会連合会は構成被災地獣医師会の現地獣医療活動等の支援を、日本獣医師会は地方獣医師会の活動を円滑に推進するための連絡調整・後方支援を担うことが重要となる。

また、当該地域の現地動物救護本部設置時には、それまでの地方獣医師会等の初動的な動物救護・獣医療活動は、地方行政機関及び他の構成団体との的確な役割分担の下、速やかな現地動物救護本部の活動に移行することと考える。

この、現地動物救護本部活動への移行に際し、地方獣医師会の役割としては、被災動物獣医療、被災飼い主支援等の活動以外に、本部運営を役割とする場合があることを念頭におく必要がある。

(1) 情報の収集・発信等に関する意見等

一 緊急事態発生時における地方獣医師会の役割・活動等に関する主な意見等 一
・ 地方獣医師会事務局機能喪失時の必要な対応体制の速やかな確保が重要となる。
・ 現地情報等の収集と整理、日本獣医師会・地区獣医師会連合会への継続的状況報告等が重要である。(日本獣医師会が整える「危機管理連絡網等」により、当該地域の継続的情報交換体制の維持)
・ 発災時の支部・会員獣医師等への組織的活動指示及び具体的責任体制の明確化が重要となる。
・ 会員獣医師等並びに地域住民への獣医師会動物救護・獣医療活動情報の継続的発信が重要である。
・ 隣接地方獣医師会若しくは全国地方獣医師会等への支援要請の検討及び日本獣医師会等への要請等のタイミングが重要となる等

(2) 被災状況の把握等

ア 支部・会員獣医師等からの情報の収集等

発災時の速やかな被災状況の把握は、その後の組織的動物救護・獣医療活動の的確な展開に欠くことのできないものとなる。

発災時の通信網の混乱の中では、被災状況、支部・会員獣医師の初動活

動等に関する的確な初期情報の把握が難しい場合が想定されることから、予め地方獣医師会として入手が必要な情報事項・項目等を支部及び会員獣医師に周知しておき、更に、被災規模に応じた複数の連絡方法(携帯電話、電子メール等)を定めておくことが重要となる。

イ 地方獣医師会の情報収集・発信体制等

発災直後の動物救護・獣医療活動は、先ずは、支部・会員獣医師が自発的に開始する場合が多いと思われる。この支部・会員獣医師の活動情報の把握・関係者等への発信は、地方獣医師会(事務局等)の被災状況等を勘案した情報収集・発信体制(事務局代行支部、携帯電話連絡網・電子メール連絡等)が必要と思われる。また、当該地方獣医師会の被災状況によっては、当該地区獣医師会連合会事務局又は日本獣医師会事務局が電子メール等を使用した支援(代行)に当たることも念頭におく必要がある。

ウ 動物救護・獣医療活動の状況等の発信

(ア) 被災地住民(飼い主)への支援情報発信

地方獣医師会・現地動物救護本部の行う組織的な動物救護・獣医療活動に関する的確な情報発信は、被災地域住民や被災飼い主の不安・混乱・孤立感を解消するとともに、保護・一時預被災動物をその後に飼い主等に返還・譲渡するためにも重要なものである。

(イ) 犬・猫等救護活動等に関する継続的情報の発信・周知等の必要性

東日本大震災では、個々の動物愛護団体等による犬・猫救護活動(保護・一時預かり等)が単独で行われ、多くの犬・猫が助けられた。しかし、一方では混乱の極みにある飼い主が預けた当該動物の行方等が、その後全く分からずに苦慮する事例が少なからず見られた。

このような事例を踏まえ、当該地域での動物救護、一時的な預かり、動物管理シェルター活動等を、組織的で一定のルールに沿った動物救護・獣医療活動として、現地地方獣医師会・現地動物救護本部が逐次情報を発信・周知することが、混乱の極みにある被災飼い主等の信頼を得た動物救護・獣医療活動を展開するには必要であり、その後に当該動物の行方等に関して飼い主等が苦慮する事例等を極力なくすことにつながるものもある。

(3) 地方獣医師会における被災状況の把握・情報発信等に関する提言等

- 発災直後の通信網等の混乱・途絶を想定し、地方獣医師会と支部・獣医師との間の情報収集・発信は、電子メール等を活用した体制を構築する必要があること。
- 被災地住民(飼い主)への動物救護・獣医療活動情報は、継続的に発信・周知する等により被災飼い主等の不安感・孤立感等の解消を図り、動物救護活動の混乱を解消する必要があること。発信・周知方法としては、避難所等での掲示板活用、当該地方獣医師会・日本獣医師会ホームページ掲載等があること。

(4) 地方獣医師会における動物救護・獣医療活動

ア 動物救護・獣医療活動等に関する意見等

一 緊急事態発生時における地方獣医師会の役割・活動等に関する主な意見等 一
○ 獣医師会組織活動の開始(緊急的個人活動から組織活動への移行)
<ul style="list-style-type: none">・ 支部等との連絡調整及び組織的活動の指揮・命令機能等の確保が重要となる。・ 会員獣医師等の個別活動状況の把握、組織活動開始情報の連絡・指示等が重要となる(電子メール及び日本獣医師会ホームページ等の活用)。・ 日本獣医師会・地区獣医師会連合会への現地本部活動等の継続的状況報告が重要となる。・ 地区獣医師会連合会・日本獣医師会獣医療活動等の支援受入れに際しては、受入れ後の相互の役割分担の確認等が重要となる(現地獣医師会の指揮・命令等)。・ 被災動物の一時保護には会員動物病院等の一時利用等の検討が必要となる。・ 獣医師等支援者(団体)の受入れ・調整・指揮等が必要となる。(日本獣医師会、地区獣医師会連合会からの支援受入れ等)等
○ 現地動物救護本部活動の開始(都道府県単位の組織的活動)
<ul style="list-style-type: none">・ 獣医師会組織活動を移行する際には、それまでの獣医師会活動継続等が重要である。・ 現地本部構成団体としての役割分担の速やかな確認・確定、更に本部活動指揮・命令機能確保等が重要となる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部、会員獣医師への現地本部活動移行に関する速やかな周知・調整が重要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等への本部活動周知・動物救護活動状況発信が重要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等における同行避難動物対応(適正管理指導、設備等の確保等)が重要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ シェルター設置時の維持・管理(衛生管理含む。)、収容動物の飼養・管理等の役割分担が重要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動資金の調達(義援金募集・資金管理・執行等)が重要となる等
<p>○ 現地動物救護本部としての動物救護活動等の終了時期の見極め</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の変化等に応じ、本部構成団体とのコミュニケーションの確保等

イ 発災直後の個別的活動から組織的活動への移行等

発災直後の動物救護・獣医療活動は、当該地方獣医師会の地域活動マニュアルに沿って支部・会員獣医師活動として行われることが望ましい。この際の個別活動実施会員獣医師は、所属支部等との情報交換・連携等に配慮することがその後の組織的活動移行に重要なものとなると考える。

ウ 獣医師会組織的活動から現地動物救護本部活動への移行等

発災後 24 時間～48 時間を目処として当該地方獣医師会の組織的活動救護・獣医療活動を開始することが望ましく、そのためにも、発災直後からの支部・会員獣医師による活動の把握が必要となってくる。また、「動物救護協定」で現地動物救護本部活動開始までの暫定的本部活動と位置付けることが、その後の現地動物救護本部活動の円滑な展開にも必要なことと考える。

更には、地方獣医師会の行う災害時の被災動物救護・獣医療活動を法律に基づく活動と位置付けるため、「災害対策基本法第 2 条(定義)第 6 号に規定する『指定地方公共機関(「防災業務計画」の作成等一定の義務等が生じる。)]』として知事の指定を受けている地方獣医師会の例もあることから、他の地方獣医師会にあっても地域の実情を勘案しながら、『指定地方公共機関』としての知事の指定に関しての検討を加えるべきと考えられる。

(5) 近隣地方獣医師会等(地区獣医師会連合会等)との連携の確保

災害の規模等によっては、当該地方獣医師会単独では動物救護・獣医療活

動の対応が困難な場合が想定される。このような事態に対処するため、構成獣医師会となっている「地区獣医師会連合会」を中心とした地区内地方獣医師会相互の「緊急時(災害時)相互支援協定」等を予め締結しておく必要があると考える。

(6) 地方獣医師会における動物救護・獣医療活動等に関する提言等

- 発災直後の獣医師・支部による個別活動を、速やかに当該地方獣医師会組織活動に移行することが重要であること。
- 地方獣医師会活動を、「動物救護協定」に基づく発災時活動として位置付けるとともに、速やかな「現地動物救護本部」設置を促し、活動主体を現地動物救護本部に移行することが重要であること。
- 現地動物救護本部は、当該地域で活動する他の動物愛護団体等の活動状況等の把握に努め、必要に応じ調整・連携を図ることにより地域の動物救護活動の円滑な推進を目指すことが重要であること。
- 活動の進捗状況を勘案しつつ、現地動物救護本部活動の終息時期等を協議・検討することも必要となること。

3 災害時に地区獣医師会連合会等に期待される役割・活動

(1) 地区獣医師会連合会等に期待される役割等に関する意見等

— 地区獣医師会連合会に期待される役割等に関する主な意見等 —
○ 被災地獣医師会の動物救護・獣医療活動の迅速支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成地方獣医師会相互による地区内(地域)支援体制(地区支援班)を構築すべき。 ・ 地区内支援に係る「緊急時(災害時)動物救護・獣医療活動支援協定」等の締結が必要 ・ 支援に際しての地区支援班活動範囲等を明確にすべきである。(獣医療活動等) ・ 被災地獣医師会の要請を基本とする活動とすべき。
○ 地区内支援体制の構築等(地区内即応支援体制等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内支援班等の体制整備が必要となる。 ・ 地区内支援体制に係る連絡・調整機能等が必要となる。 ・ 支援活動に関する指揮・調整等は、原則として受入・要請元地方獣医師会(現地動物救護本部)とすべきである。

- ・ 支援用物資等の輸送手段の確保が必要等

－ 日本獣医師会の役割に関する主な意見等 －
○ 地区内支援体制への後方支援の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区支援班の獣医療活動物資等の調達支援等を行うことが必要 ・ 地区支援班の活動状況等の発信が必要
○ 日本獣医師会を中心とした全国的な支援活動の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災規模等により、日本獣医師会を中心とした全国的・組織的支援体制(全国支援班派遣)が必要 ・ 日本獣医師会は、地方獣医師会、地区獣医師会連合会への継続した被災地情報等の提供が必要 ・ 予め、支援・活動内容等及び支援を要請する地区獣医師会連合会を明確にする必要がある。 ・ 日本獣医師会による、被災現地連絡調整窓口設置が必要である。
○ 日本獣医師会による全国支援班に関する後方支援等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国支援班活動に伴う物資の確保、輸送が必要 ・ 全国支援班構成獣医師等の二次災害等防止対策への配慮が必要 ・ 全国支援班構成獣医師傷害保険等(ボランティア保険等)の事務手続等を担うべきである。 ・ 全国支援班派遣に係る経費等の問題を解決すべき。

(2) 災害の規模に応じた「地区内(地域)支援体制」の備え

ア 地区獣医師会連合会を中心とした相互支援等

(ア) 地区獣医師会連合会構成地方獣医師会相互の支援協定の締結

迅速な被災動物救護・獣医療活動等を行うことを目的に、災害の規模に応じて地区獣医師会連合会を中心とした近隣地方獣医師会が協働した「緊急時地区即応支援班」の派遣等を骨子とする地区獣医師会連合会構成地方獣医師会相互の「緊急時(災害時)動物救護・獣医療支援協定」等を締結しておくことが重要なこととなる。

(イ) 災害時等の地区獣医師会連合会内の支援協定に関する提言等

- 緊急時(災害時)の被災地地方獣医師会における迅速で円滑な動物救護・獣医療活動を担保するため、平常時から当該地区獣医師会連合会を中心とした近隣地方獣医師会による組織的支援体制(「緊急時地

区即応支援班」の編成・派遣等)を備えておく必要があること。

- このために、地区獣医師会連合会を中心とした近隣地方獣医師会間での「緊急時(災害時)動物救護・獣医療支援協定」を締結しておく必要があること。

イ 緊急時地区即応班等

(ア) 緊急時地区即応支援班の備え

「緊急時(災害時)動物救護・獣医療支援協定」に基づく「緊急時地区即応支援班」は、地方獣医師会会員獣医師個々による当該被災地における動物救護・獣医療活動を組織的な活動とし、迅速で円滑な被災地地方獣医師会活動を支援するために、地区獣医師会連合会毎に実情に応じた「緊急時地区即応支援班」を確保しておく必要がある。

(イ) 緊急時地区即応支援班に関する提言等

- 緊急時(災害時)の被災地地方獣医師会での迅速・円滑な動物救護・獣医療活動を組織的に支援するため、平常時から「緊急時地区即応支援班」等の編成・派遣体制を構築しておく必要があること。
- 「緊急時地区即応支援班」等に関しては、当該地区(地域)の実情を勘案した編成・派遣等を検討しておく必要があること。
- 日本獣医師会は「緊急時地区即応支援班」等の派遣に係る後方支援に努める必要があること。

(3) 広域的で激甚な災害等に対する備え

ア 獣医師会としての全国的支援体制の構築等

東日本大震災で経験したような、被災地地方獣医師会及び当該地区獣医師会連合会のみでは適切な対処ができない広域的・激甚的な災害等に備え、全国的獣医師会支援活動体制として、地方獣医師会又は地区獣医師会連合会との協働支援体制を構築しておくことが重要である。

イ 緊急時全国支援班の備え

広域的で激甚な災害時等における被災地地方獣医師会及び当該地区獣医師会連合会の動物救護・獣医療活動を、全国の獣医師・獣医師会が組織的に支援するために、全国の地方獣医師会又は地区獣医師会連合会が協働

した被災動物救護・獣医療活動の全国支援体制を構築し備えておく必要がある。

この全国支援体制は、前述の「緊急時地区即応支援班」等を核とした「緊急時全国支援班」等として、必要に応じ日本獣医師会が地方獣医師会又は地区獣医師会連合会に呼びかけて編成・派遣するものとすべきである。

ウ 広域的・激甚災害時等における動物救護・獣医療活動に関する提言等

- 被災地域等のみでの対応が困難な事態における動物救護・獣医療活動支援体制として、全国の地方獣医師会又は地区獣医師会連合会協働の「緊急時全国支援班」派遣体制を構築しておくべきであること。
- 「緊急時全国支援班」は、緊急時地区即応支援班を核とした体制とすべきと考えられること。
- 「緊急時全国支援班」の派遣に係る事務等は日本獣医師会が担うべきであること。
- 日本獣医師会は、広域的・激甚災害時に支援出動する「緊急時全国支援班」に関する連絡・調整を担うための被災地連絡所等の設置を検討すべきであること。

< 第4 おわりに（日本獣医師会への要望等） >

今期委員会での「緊急時動物救護取組体制のあり方」の検討結果を踏まえ、日本獣医師会として具体化に向けた速やかな対応を要望する。

I 緊急災害時動物救護地域活動マニュアル策定のガイドライン等について

1 日本獣医師会「マニュアル策定ガイドライン」の定期的見直し等

今期委員会の検討結果を踏まえ、平成19年8月に策定した「日本獣医師会マニュアル策定ガイドライン」を見直し、その結果を速やかに地方獣医師会に周知を願う。

2 地方獣医師会の地域活動マニュアルの整備促進

すべての地方獣医師会が「地域活動マニュアル」を完備するように努めることを願う。また、策定済みの地方獣医師会に対しては定期的な見直しと必

要な改定等を促すことを願う。

3 地方獣医師会の「動物救護協定」締結の促進

すべての地方獣医師会が当該都道府県等との「動物救護協定」を締結し、さらには、締結した動物救護協定に関し当該行政機関との点検及び必要な改定等の定期的見直しを図るよう促すことを願う。

II 緊急時(災害時)動物救護体制について

本報告「第3 緊急時(災害時)動物救護取組体制のあり方の検討結果等」各項の内容及び提言等に関して検討し、速やかに具体化等を望むものである。

検討結果等に関して具体化等を望む主な事項(主な事項等の整理・再掲)	
I	救護対象動物
1	家庭動物 … 引続き優先的な救護対象動物としての位置付
2	産業動物 … 国等関係行政機関・関係団体の救護のあり方を踏まえ、協働できる役割等を引続き検討
3	野生動物 … 地域の野生動物救護センター、(NPO)野生動物救護獣医師協会の活動等の周知に協力、状況に応じたこれら団体等への支援を検討
4	展示動物 … (公社)日本動物園水族館協会の要請に基づく支援
5	その他 … 関係団体の支援要請等に基づく獣医療活動等の支援
II	緊急時(災害時)に備えた獣医師会の役割等
1	情報の収集・発信等 … 日本獣医師会と地方獣医師会(又は防災担当等)との間の「獣医師会危機管理連絡体制」等の構築、平常時からの適切な情報共有体制確保の検討
2	家庭動物との同行避難 … ①飼い主の安全確保が優先 ②都道府県行政機関・避難所設置市区町村との事前調整 ③他の避難者への危害防止 ④飼い主の責務・役割等に関する教育・指導・啓発の実施等
3	都道府県(市)との動物救護協定の締結 … ①すべての地方獣医師会の「協定締結」が急務 ②当該「地域防災計画」との整合性等 ③「現地動物救護本部」の設置 ④同行避難の考慮等
4	現地動物救護本部の設置等 … 「協定」に基づく速やかな「本部」設

置 ②マンパワーの確保 ③組織(役割分担)・連携体制の定期的見直・整備等

5 地域動物愛護等関連団体との連携 … 「動物救護協定」締結への協働参画 ②「動物愛護推進員」の参画 ③明確な指揮命令系統の確保 ④コミュニケーションの確保等

6 地域活動マニュアルの策定・改定 … ①地方獣医師会における「地域活動マニュアル」の策定・改定の促進 ②当該「地域防災計画」との整合性等 ③「地域活動マニュアル」の周知・徹底 ④地域特性を踏まえた「長期的対策」等 ⑤「地区獣医師会連合会」との連携確保等

Ⅲ 緊急事態発生時における獣医師会の役割等

1 日本獣医師会の緊急時(災害時)情報収集・発信等 … ①情報共有手段としての電子メール等 ②産業動物等関係団体の救護方針等情報の把握 ③国民等の理解・協力等

2 日本獣医師会での被災地動物救護・獣医療活動等 … 地方獣医師会間の動物救護・獣医療活動コーディネート ②緊急物資・機材等の調達・供給 ③「緊急災害時動物救援本部」との協働 ④獣医療活動への義援金募集・配分等 ④救護対象動物関係団体との連絡・調整等

3 地方獣医師会における被災状況把握・発信等 … ①通信網混乱・途絶時の体制確保②被災地住民(飼い主)への継続的な情報発信等

4 地方獣医師会における動物救護・獣医療活動等 … ①速やかな組織活動 ②速やかな現地動物救護本部活動への移行等

5 地区獣医師会連合会等に期待される役割等 … ①「連合会」内の支援協定 ②「緊急時地区即応支援班」等の編成・派遣等

6 緊急時地区即応支援班等 … ①平常時からの体制確保 ②連合会内(近隣地方獣医師会間)の支援協定 ③日本獣医師会の後方支援等

7 広域的・激甚災害時等における動物救護・獣医療活動等 … ①全国「地方獣医師会・地区獣医師会連合会」協働の「緊急時全国支援班」等の派遣体制の構築 ②日本獣医師会による支援(現地での連絡・調整機能の確保等)

動物福祉愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会委員

委員長 木村 芳之 公益社団法人日本獣医師理事（動物福祉愛護担当）
（部会長）

副委員長 細井戸大成 公益社団法人日本獣医師会理事（小動物臨床担当）

新井 英人 東京都動物愛護相談センター所長
（全国動物管理関係事業所協議会会長）

池端 昭男 公益社団法人静岡県獣医師会

太田 光明 麻布大学獣医学部教授

栗原八千代 東京都動物愛護相談センター課長補佐兼監視係長

小杉美恵子 東京都動物愛護相談センター担当係長
（全国公衆衛生獣医師協議会）

小松 泰史 公益社団法人東京都獣医師会副会長

東海林克彦 東洋大学国際地域学部教授

手塚 泰文 高島平動物病院院長

中村 眞幸 埼玉県食肉衛生検査センター一副所長

山口千津子 公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員